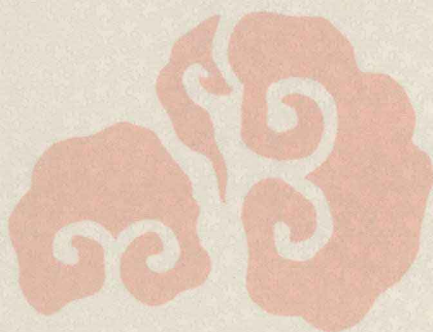


工藤重矩



平安朝
律令社会の
文学

ぺりかん社

工藤重矩



平安朝
律令社会の
文学

ぺりかん社



著者略歴

工藤重矩 (くどう しげのり)

昭和21年(1946)大分県生れ。九州大学大学院博士課程単位取得。福岡教育大学教授。専攻—平安朝文学、和漢比較文学。

主要著書論文——『金葉和歌集 詞花和歌集』(詞花集担当) 岩波書店、『源兼澄集全釈』(共著) 風間書房、『後撰和歌集』和泉書院、『平安朝漢詩文における縁語掛詞的表現』(『中古文学と漢文学Ⅰ』汲古書院)、『一夫一妻制としての平安文学』(『文学』55巻10号)他。

平安朝
律令社会の文学

1993年7月15日 初版第1刷発行

©1993 著 者 工藤 重矩

発行者 救仁郷 建

発行所 株式会社べりかん社

〒113 東京都文京区本郷2-24-4

振替・東京0—48881 TEL 03(3814)8515

印刷・スマイル企画十平河工業社

製本・小高製本工業

Printed in Japan ISBN4-8315-0606-0

平安朝律令社会の文学*目次

序章 平安朝律令社会のなかの詩人と歌人 5

位階による規定 7 四位と五位 12 殿上人と地下人 13 貴族の
芸術観 17 貴族社会の文学 20

第一部 官職と文学

藏人所の文学的活動について——宇多・醍醐・村上朝を中心として—— 25

はじめに 25 光孝朝以前 25 詩歌の行事における藏人 27 詩人
歌人集団としての藏人所 38 結び 47

延喜六年日本紀竟宴和歌の歌人たち 50

はじめに 50 受講者 51 竟宴参加者の資格 54 竟宴和歌の文壇
史的意義 64 竟宴和歌の表現 67

平安朝における「文人」について 75

はじめに 75 能文の人としての文人 75 儒者の意としての文人
77 詩会の作者としての文人 78 殿上人の文人・地下人の文人 81
文人擬生・文人職 83 結び 89

内御書所の文人 92

文人の資格と官職 92 前例の形成 93 内御書所の文人の例 96
内御書所の詩人たち 97 内御書所での詩宴 101 平安後期の御書所
作文 104 結び 107

第二部 律令社会と歌人

「和歌を業とする者」の系譜(一)——古今集序の意識—— 113

はじめに 113 古今和歌集序の律令的文学観の意味 113 古今和歌集
序の和歌史観の偏り 116 「和歌を業とする者」の律令的意義 118 古
今和歌集撰者の自己認識 122 和歌を業とする者の系譜 124

「和歌を業とする者」の系譜(一) 「歌よみ」の資格—— 134

はじめに 134 「専門的歌人」の定義 137 古今集前後における「歌よ
み」の資格 142 重代の意識 156 古今和歌集以後の歌壇の新状況 160
地下人から殿上人へ 168

貴族文壇の構造——宇多法皇を例として—— 172

はじめに 172 昌泰元年宮滝御幸の陪従者 173 延喜十三年亭子院歌
合を構成する者 180 藤原忠房 182 地下人の歌よみ 184 大井河御
幸和歌 188 宇多法皇文壇の構造 190 結び 193

河原院の文学的伝統と宇多法皇 197

はじめに 197 源融と在原行平 198 源昇と在原父子 201 源昇と宇
多法皇 206 在原父子と宇多法皇 208 宇多法皇と河原院 209 河原
院の伝領と伊勢物語 210 結び 211

第三部 殿上の歌よみ

藤原兼輔 215

生いたち 215 定方と兼輔 219 宮廷の兼輔 226 兼輔の交遊 236 桑
子入内 259 「人の親の」の和歌 262 醍醐天皇崩御 265 忠平摂政 268
母の死 271 死去 274 結び 274

兼輔と貫之とをめぐる二つの贈答歌群 279

卷三 春下の唱和歌 279 卷八 冬の贈答歌 288 贈答歌の解釈 299

藤原伊衡——重代の歌人—— 306

家系 306 延喜八年まで 308 延喜十五年まで 313
で(少将時代) 316 承平四年まで(中将時代) 319 延喜二十三年ま
議時代) 324 躬恒・忠岑との問答歌 325 結び 329 天慶元年まで(参

藤原忠房——歌合判者の資格—— 331

家系 331 妻など 334 官歴 336 交遊 340 管絃 342 歌合判者の資
格 344

平兼盛の出自——王氏・平氏の説をめぐって—— 350

問題の所在 350 系図が正しければ 354 王氏であれば 355 年齢 356
王氏をめぐって 358 結論 369

あとがき 371

索引 卷末

序章 平安朝律令社会のなかの詩人と歌人

平安時代の文学の作者の大部分は、皇族や律令制社会に位階官職を持つ官人またその家族であった。僧侶も僧綱を頂点として国家の機構の中に組み込まれていたから、律令的階層から自由でありえた者はほとんどいなかったと言ってもよいであろう。平安時代は非常に明確な階層社会である。その階層は八色の姓の制や律令制度の位階官職等によって、人の目に明らかであった。しかも、その階層をなす価値の基準は一元的である。そのような社会の中に詩人歌人は生活し、漢詩が賦され和歌が詠まれ物語が作られた。そこで、詩人歌人の置かれていた社会の身分的環境を概観し、以下の具体的考察の序とする。

一 位階による規定

あらためて言うまでもないことだが、律令では三位以上を「貴」といい（六議、一日……、六日、議貴〔謂、三位以上〕。「名例律」、四位五位を「通貴」といい（五位以上、是為通貴。「名例律」、貴族としてさまざまな優遇措置が与えられて、六位以下の庶人とはあらゆる面で異なつた。礼服・朝服の衣冠の色が位階によって異なるのもとり、叙位においても五位以上の子孫には蔭位の恩典があるが、六位以下にはない。また、五位以上は勅授、六位以下八位以上は奏授、外八位及び初位は判授であり、致仕表も五位以上は天皇に上表するが、六位以下は官に申牒して奏聞する。さらに日常の行動においても、たとえば宮門の出入には「宮衛令」により、五位以上はどの門からも出入できるが、六位以下の者は指定の門一箇所と定められていた。このような位階による定めを数えてゆけば限りがない。生活のすべてがそれによって規定されているといつてよい。

位階による待遇の違いは至る所に現れる。文学と関連する所で例を挙げれば、人の呼び方もそうである。

『公式令』（一）は義解により授位任官の時およびそれ以外の時の呼称法を示せば、次のとおり。

凡そ授位任官の日、喚^めす辞は、三位以上は名を先にし姓を後にす〔謂ふところは、仮令、喚して云はく秦麻呂宿禰の類〕、四位以下〔謂ふところは、五位以上也〕は姓を先にし名を後にす。以外は、三位以上は直に姓を称し〔謂ふところは、直に秦宿禰と称する類也〕。若しくは右大臣以上は、官名を称す。四位は、名を先にし姓を後にす。五位は、姓を先にし名を後にす〔謂ふところは、喚して秦宿禰麻呂と云ふ類也〕。六位以下は姓を去りて名を称す〔謂ふところは、直に秦麻呂と言ひ、宿禰を称せざる也。即ち、授任の日及び以外は、並に皆通称也〕。唯し太政官に於ては、三位以上は大夫と称す。四位は姓を称す。五位は名を先にし姓を後にす。其の寮以上に於ては〔謂ふところは、弁官以下也〕、四位は大夫と称す。五位は姓を称す。六位以下は姓名を称す。司及び中国以下には、五位は大夫と称す〔謂ふところは、一位以下此の称を通用するなり〕。

「姓」がカバネとウジと両方の意に用いられていて混乱しそうだが、時と所とによって呼称法は異なり、やはり位階により差があるのは同じである。

このような呼びわけは、当然のこととして勅撰集の作者表記にも現れる。『八雲御抄』（歌学大系三・七一頁）はそれを次のように整理している。

- 一 公卿書様 古今在原行平朝臣ナド也。後撰大略同。……
- 一 四位 古今在原業平朝臣、藤原敏行朝臣、以下代々一同、如此。……非朝臣之四位ハ唯姓名也。千載二祝部宿禰成仲ト書也。姓次二書。某宿禰トハ未書。
- 一 五位 在原棟梁、紀貫之。以後代々同。拾遺少々加官例別事也。……
- 一 六位 同五位。……

井上宗雄「勅撰集の作者表記」(『解釈と鑑賞』昭和四十三年三月号)は二十一代集を通じての原則をさらに詳しく調査している。時代による相違(井上氏は「(1)三代集(原則未確立期)(2)後拾遺(千載集(原則確立に至る過渡期)(3)新古今以後(原則確立適用期)に三分されそうである」と言っている)もあり、伝本の問題(草稿本か奏覧本かなど)もあるもので、おのずから揺れはあるが、『公式令』において時と所とによる呼称の定めがあるように、勅撰集という場においての呼称法があり、通常は五位と六位との間に引く線を、勅撰和歌集においては四位と五位との間に引いているのが特徴である。

歌会における和歌の披講時の和歌作者の読み方についても、『袋草紙』上巻「和歌会次第 位署読様」に

公家仙院に於ては、六位は官姓名、五位は官名、四位は官名朝臣、三位以上は姓朝臣(但し四位の宰相は非参議に准ず)、親王は官親王(無官は位を称す可き歟、三品親王若しくは一品親王也)。

親王大臣家に於ては、六位は同前、五位は官名朝臣、四位は官姓朝臣、三位以上は官許。愚作は名許を読む。(一)は割注

と記されている。「愚作」は講師自身の作の意。四位以上に「朝臣」のカバネが付されるのは勅撰和歌集と同じ。公家・仙院(天皇・上皇の御所)では五位は官名だが、親王大臣家では官名朝臣と一段階上の呼称になるというように、主催者あるいは場所により呼称が反比例的に変化するのには『公式令』に例示される呼称法と同じ思想である。

漢詩を披講する際の作法について、『二中暦』講詩作法は次のように記している。

六位は官姓名を読む。五位は官名を読む。四位は名朝臣を読む。三位以上は官姓朝臣を読む。親王は官親王を読む。

親王大臣家 六位は官姓名を読む。五位は官名朝臣、姓を読まず。四位は官朝臣、姓名を読まず。参議以

上は官を読む。

和歌は様々な面において漢詩の作法に倣った。披講の作法も、『袋草紙』『二中暦』を信ずれば少しく異なるところもあるが、基本は漢詩のそれに倣っているであろう。

勅撰和歌集の作者表記において四位以上に「朝臣」を付すという様式は、漢詩和歌の披講において天皇主催の場合は四位以上に「朝臣」を読むのと同じ思想である。いま、漢詩の披講と勅撰和歌集の表記との本末前後の関係を資料的に確定できないが、宮中の詩宴における漢詩の披講の作法は、漢詩が隆盛を極めた平安時代初頭には形式が定まっていたであろうから、その時期を『古今和歌集』と比較すれば、漢詩披講の作法の方がおそらく早いであろう。とすれば、『古今和歌集』の作者表記の様式は漢詩披講の様式に倣った、つまり、勅撰和歌集としての『古今和歌集』は、そして代々の勅撰和歌集は、天皇にむかつて臣下の和歌を披講する形に表記されているわけである。

実は、勅撰漢詩集の作者表記法は勅撰和歌集の如くではない。いま伝本の問題を措いて、群書類従本で見ると、『凌雲集』は「従五位上行式部少輔菅原朝臣清公」「従七位上守少内記大伴宿祢氏上」のように、位官氏姓名とすべてを備えた正式な呼称で記されている。位階による区別はない。『文華秀麗集』『経国集』の二集は、本文の作者表記には位階に関係なく、位官を付さず氏名だけである。ただし、周知のとおり「藤冬嗣」「菅清公」「巨識人」のように、氏は一字で唐風の名にしている。『文華秀麗集』にはいま目録が備わらないが、『経国集』の目録では「大外記正六位上嶋田朝臣清田」のように、位官氏姓名を備える。『文華秀麗集』『経国集』の本文の作者表記に位官や朝臣・宿祢などの姓の表記がないのは、菅清公のように唐風に表記したためである。であれば、勅撰漢詩集として正式の官位氏名を記した目録ははじめから備わっていたと見るべきで、『文華秀麗集』の目録は失われたのであろう。

公文書における呼称は、『類聚符宣抄』『朝野群載』などによって検するに、六位以下も位官氏姓名が正式で、五位以下は「朝臣」を付さないとか、四位でも「宿称」は付さないとかの、勅撰和歌集に見られるがごとき原則は存在しない。『凌雲集』をはじめとする勅撰漢詩集は、位階にかかわらず正式な呼称をもつてする。『古今和歌集』は位階によって差をつけるという、待遇意識を反映させた呼称をもつてした。前引の『公式令』の呼称法が「喚す辞」についての定めであり、『二中暦』『袋草紙』の記事が「読む作法」であつたことでわかるように、『古今和歌集』は場の待遇意識、もつと端的に言えば、天皇の御前で和歌を読み上げる時の呼称法に従つて表記した。その形式が以後の勅撰和歌集に例として継承された。それが『八雲御抄』や井上宗雄氏に整理された形である。

ところで、片桐洋一「古今和歌集の場」(『文学』昭和五十四年七・八月号)は、詞書の「侍り」や「き」「けり」などの用法を検討して「古今集の詞書は、当時一般的に行なわれていた和歌披講の場の雰囲気そのままに叙述されている」と説く。作者の表記様式との関連は指摘されていないが、上述のような披講時の呼称法と『古今和歌集』の作者表記の原則とを併せ考えると、詞書・作者表記は和歌披講の形式によつて書かれていると認めてよいであろう。思いがけず横道に入つたが、勅撰和歌集においても律令的身分制度は見事なほどに貫徹されている。

物語の敬語の使用については、『源氏物語』の地の文では「男の場合、皇族と上達部の列までであり、特別の君達を除けば殿上人以下には敬語がつかない」のが通則という(玉上琢弥「源氏物語の敬語法」、『解釈と鑑賞』昭和五十八年一月臨時増刊号)。この現象について「この物語の文章が、一応殿上人どまりの家の娘どもで構成されている女房社会の言葉を基盤にしているらしい、と考えてよい理由の一つになる」(小学館古典全集、解説、昭和四十五年)とか「ごく少数の読者、中宮彰子を中心とする文化圏を目指して、あの形に書かれたと考えてよい」

（新潮社古典集成、解説、昭和五十一年）とか解されている。『大和物語』では、「男性の場合を通してみると、四位を境目として、敬語を用いる、用いないに分かれ、四位の者の敬語は、正従、上下にこだわらずに、用いたり、用いなかったりしているようである」（森本茂『大和物語の考証的研究』平成二年）という。柿本奨『大和物語の注釈と研究』（昭和五十六年）にも同様の指摘がある。藤原忠文を例外として参議以上は敬語を用いている。古典大系の解説（昭和三十二年）はそれ故、作者を「だいたい中将（四位）級の官人」ではないか、と推測している。勅撰集と物語とはおのずから事情が異なり、いま上に引用したような解釈の当否を直ちに判断することができないが、勅撰集において敬語の使用法から編集者の身分が直接に導きだせないように、物語においても作者あるいは享受者の属する階層を意識した使用法という以上に、たとえば叙位任官に召す時の呼称法、太政官での呼称法、詩歌披講時の読み方、勅撰集の表記法などと、社会的な基準があるように、物語においても作者（あるいは「語り手」といってもよいが）や享受者の個人的状況に関わりなく、物語の地の文には物語の敬語法として一応の基準のごときものがあつたのではなからうか。

二 四位と五位

律令社会において五位以上と六位以下との間に大きな差が存するのは言うまでもないが、四位五位の通貫と称される層にあつても、四位と五位との間にはまた大きな溝がある。詩歌の披講や勅撰集で「朝臣」が付されるのは四位以上であることは前述のとおりである。以下、四位と五位との差について述べる。

四位と五位との大きな違いは、四位は参議に就任しうる資格があることにある。相当位階は正四位下であるが、従四位下の例も平安時代初期から継続的に存した。四位は公卿上達部の仲間入りの最低条件である。『枕

草子』一八一段に「位こそなほめでたき物はあれ。同じ人ながら、大夫の君・侍従の君など聞ゆる折は、いとあなづりやすきものを、中納言・大納言・大臣などになり給ひては、むげにせく方もなく、やむことなう覚え給ふことのこよなさよ。程々につけては、受領などもみなさこそあめれ。あまた国にゆき、大式や四位三位などになりぬれば、上達部などもやむことながり給ふめり」とあって、受領層の家柄の者も四位三位にまで昇ることによって、上達部たちも一応は鄭重に扱うようになる。位はすばらしいものだ、と言う所以である。

『枕草子』に言うとおり、四位は「やむことなき」位である。受領が任国に赴任する際は、「罷り申し」といつて天皇に赴任の挨拶をし、天皇から禄がくだされるが、『侍中群要』によれば「四位以上の無止人むどまどは藏人自ら取りて之を被く」とあり、藏人を介して禄を賜る。五位以下の場合、藏人からさらに他の官人の手を経てのち本人に渡されるのであろう。

三 殿上人と地下人

殿上人と地下人との相違も大きい。さてその殿上人とは何か。和田英松『新訂官職要解』（講談社学術文庫）では「四位、五位の人々の昇殿を許されたものの通称である。……殿上人の人数も定まっていはいないが、多いときは百人もあった」云々とある。最近刊行された『国史大辞典』（昭和六十三年、吉川弘文館）の「殿上人」の項（橋本義彦執筆）でも、「四位・五位の廷臣のうち内裏清涼殿の殿上の間に昇ることを許された者の称」と、基本的な理解は同じだが、後引の『禁秘抄』『朝野群載』等を示して人数の変遷に言及している。

いま問題にしたいのは、殿上人の実数はどの程度で、四位五位はそれぞれ何人程度の枠があったのか、ということである。『国史大辞典』も引用している『禁秘抄』の「殿上人事」には次のようにある。（一）は割注）

凡そ 員数は廿五人。六位を具して卅人。〔寛平遺誠に見ゆ。〕非職・小舎人此の外に在り。近代の童殿上は希代の体也。上古、公卿十五六人の時、殿上人は百人に及ぶ。貞観寛平比。其の後、公卿百人に及びて、殿上人許りは少なし。尤も詮無し。況や殿上の役は日を追ひて繁多なるをや。七八十人に及びて何事か有らむ哉。……

上古が何時を指すか判然としない。「貞観寛平比」が「貞観寛平の比なり」とよんで、上文の「上古」の時代とすれば、「寛平遺誠」と矛盾する。貞観寛平に公卿百人ということはないので、下文にも係らない。それで「貞観寛平比」が文脈上どこに係るかわからないが、いま「上古」を平安前期とすれば、殿上人百人というのは信すべき数字かどうか疑問である。全体の趣旨が殿上人の人数を増やしたいということであるから、上古は多かったというための作為であろう。「公卿百人」云々は、平安末期には公卿は七八十人に及ぶから、やや水増しながら概数百人といつてよいであろう。『寛平遺誠』は宇多天皇が退位するにあたって醍醐天皇に与えたものだが、現存のそれには殿上人の人数についての記事はない。しかしながら、員数は二十五人、六位蔵人を併せて三十人というのは、信用してよい数字であろうと思われる。源高明の『西宮記』巻十にも、

蔵人八人の中、五位は一兩を過ぐべからず、其の余の殿上の四位は廿二人を過ぐべからず。合せて卅人、選び用ゐるべし。

とある。蔵人の人数は時により変化があるが、五位蔵人は宇多天皇の時に六位蔵人二人を振り替えて置かれ、六位蔵人の人数は五人（ないし六人）となった。それゆえ、『寛平遺誠』『西宮記』のいう数字は合理的である。すなわち、『寛平遺誠』では四位五位併せて二十五人だが、『西宮記』では「殿上の四位は廿二人を過ぐべからず」という。二十二人に蔵人八人を足せば、三十人である。三十人が殿上人（公卿上達部は別）の総数だとすれば、五位の殿上人は蔵人だけ、もしくは四位の殿上人が二十二人に及ばない時はその数を五位の者が充足し得